

診療用エックス線装置設置届

年 月 日

（宛先）奈良市保健所長

管 理 者 氏 名

次のとおり診療用エックス線装置を設置したので、医療法第15条第3項（医療法施行規則第24条の2）の規定により届け出ます。

施設	名称	(開設者名 : )
	所在地	〒 電話 ( )
設 置 日	年 月 日	

I 概要

II 診療用エックス線装置等

III エックス線診療室等

IV エックス線診療従事者

添付書類

- 1 上記施設の詳細図（管理区域を明示し、隣接室名、上下階の室名、エックス線管球と画壁との距離、画壁の鉛当量並びに管理区域の標識、使用中の表示及び注意事項の標識の掲示した位置等が明記されたもの）
- 2 エックス線診療室線量測定結果（使用条件等記載）等
- 3 遮蔽計算式



撮 影	受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置（CTエックス線装置を除く。）		有 ・ 無	有 ・ 無
	エックス線管 焦点皮膚間 距離（骨塩 定量分析装 置を除く。）	口内法 撮影用 装置 定格管電圧 70kV以下	距離15cm以上・未満	距離15cm以上・未満
		定格管電圧 70kV超	距離20cm以上・未満	距離20cm以上・未満
		歯科用パノラマ断層撮影装置及びCTエックス線装置	距離15cm以上・未満	距離15cm以上・未満
		移動型、携帯型及び乳房撮影用（拡大撮影に限る。）エックス線装置	距離20cm以上・未満	距離20cm以上・未満
	上記以外のエックス線装置	距離45cm以上・未満	距離45cm以上・未満	
用	移動型、携帯型及び手術用エックス線装置遠隔操作装置の有無		移動 ・ 固定 有（2m以上・未満）・無	移動 ・ 固定 有（2m以上・未満）・無
透	透視中の 患者への 入射線量 率	高線量率透視制御を備えていない装置	空気カーマ率 50mGy/分 以下 ・ 超	空気カーマ率 50mGy/分 以下 ・ 超
		高線量率透視制御を備えた装置	空気カーマ率 125mGy/分 以下 ・ 超	空気カーマ率 125mGy/分 以下 ・ 超
視	透視時間を積算するタイマー		有 ・ 無	有 ・ 無
	焦点皮膚間距離保持装置又は照射防止用インターロック		有（距離 cm）・無 術中使用 有 ・ 無	有（距離 cm）・無 術中使用 有 ・ 無
	受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置		有 ・ 無	有 ・ 無
	利用線錐中の蛍光板等の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率		受像器の接触可能表面から10cmの距離において150μGy/時 以下 ・ 超	受像器の接触可能表面から10cmの距離において150μGy/時 以下 ・ 超
用	最大照射野を3.0cmを超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率		当該部分の接触可能表面から10cmの距離において150μGy/時 以下 ・ 超	当該部分の接触可能表面から10cmの距離において150μGy/時 以下 ・ 超
	利用線錐以外のエックス線を遮蔽するための手段		有 ・ 無	有 ・ 無
間 接 撮 影 用	利用線錐の形及びエックス線照射野絞り装置		角錐型・その他（ ） 照射野絞り装置 有 ・ 無	角錐型・その他（ ） 照射野絞り装置 有 ・ 無
	受像器一次防護遮蔽体		接触可能表面から10cmの距離における空気カーマ1ばく射につき 1.0μGy 以下 ・ 超	接触可能表面から10cmの距離における空気カーマ1ばく射につき 1.0μGy 以下 ・ 超
	被照射体周囲の箱状遮蔽物（操作者等が室内に容易に退避できない場合）		遮蔽物から10cmの距離における空気カーマ1ばく射につき 1.0μGy 以下 ・ 超	遮蔽物から10cmの距離における空気カーマ1ばく射につき 1.0μGy 以下 ・ 超
治療用エックス線装置（近接照射治療装置を除く。）		ろ過板が引き抜かれたとき、照射を遮断するインターロック 有 ・ 無	ろ過板が引き抜かれたとき、照射を遮断するインターロック 有 ・ 無	

III エックス線診療室等

エックス線診療室等の障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要	室名（保管場所）			
	（構造材料厚さ）	周囲の画壁等	天井	
			床	
			周囲の画壁	
			監視用窓	
			出入口の扉	
	その他の開口部		有（ ）・無	
	防護省略の部分		有（ ）・無	
	エックス線診療室の外側における実効線量		1.0 mSv / 週 以下・超	
	操作室		有・無（近接透視・乳房・口腔・骨塩・輸血）	
	エックス線診療室である旨を示す標識		有（別添図面のとおり）・無	
	放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		患者注意	有（別添図面のとおり）・無
			従事者注意	有（別添図面のとおり）・無
	管理区域	管理区域の場所		別添図面のとおり
		管理区域である旨を示す標識		有（別添図面のとおり）・無
		境界における実効線量		1.3 mSv / 3月 以下・超
		立入制限措置		有（別添図面のとおり）・無
	敷地内居住区域及び敷地境界の実効線量		250 μSv / 3月 以下・超	
入院患者の被ばく防止措置		1.3 mSv / 3月 以下・超		
エックス線装置使用中表示装置		有・無		
被ばく防止に関する措置				
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器				
特別な理由により移動して使用する場合				

IV エックス線診療従事者

氏名 (生年月日)	職種	エックス線診療に関する経歴 (資格取得年月日及び免許証番号等)